

水質検査（水道法）セット項目の廃止および新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 このたび、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第19号）が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴いセット項目の廃止および新設をいたしますのでご案内いたします。
 弊社におきましては皆様のご要望に幅広くお応えすべく研鑽を重ねてまいりますので、今後とも引き続きお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

令和7年6月30日に「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第19号）及び公布され、令和8年4月1日から施行されることとなり、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）に係る基準値（0.00005mg/L）が追加されました。

施行に伴い従来の水質51項目を廃止し、PFOSおよびPFOAを加えた水質52項目を新設いたしますのでご案内いたします。

■水道法（4月1日受託分より実施）

	廃止セット項目	新設セット項目
検査項目	水質51項目	水質52項目
納期	10～15営業日	10～15営業日
採取容器	4種類（※1）	5種類（※2）
検査項目コード	411165	411310

【採取容器・必要量】

※1：1Lポリ容器、1Lガラス瓶3本、250mLガラス瓶、100mL滅菌ポリ容器

※2：※1+PFOS・PFOA専用1Lポリ容器



厚生労働省登録検査機関・登録衛生検査所（本社）〒651-0082 神戸市中央区小野浜町1番9号
 ISO/IEC 17025:2017 認定試験所

株式会社日本食品エコロジー研究所

問い合わせ先

本社：078-321-2311